

正 誤 表

議案第35号山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についての参考資料新旧対照表の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

新旧対照表 6 ページ改正前の欄（右欄）

正	誤
<u>2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要と認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</u>	<u>2 市場は、市場業務の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計について、必要な改善措置をとるべきことを申し入れることができる。</u>